

年間休日数に決まりはあるのか？

【質問】

現在、就職活動中です。求人票を見ていると、年間休日数が120日の会社や100日以下の会社等、さまざまですが、法律で決まりはありますか。

【答え】

休日については労働基準法第35条において、「**毎週少なくとも1日の休日か、(例外的に)4週間を通じて4日以上の日を与えなければならない**」と定められていますが、年間休日数について直接の定めはありません。しかし、法の制限を満たす休日数を1日の労働時間数などから間接的に算定することができます。

まず、1年365日は52.14週(365日÷7週)となりますので、休日の与え方の原則を基に**年間最低でも53日の休日が必要**になります。休日数が少ないと法の労働時間の上限を超えてしまう場合があります、注意しなければなりません。

労働時間については同法第32条において、「**休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけない**」と定められています。(労働者数10人未満の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業は週44時間)

この労働時間の原則を基に、年間で働かせても良い上限の労働時間数を計算すると2085.6時間(52.14週×40時間)となります。この年間総労働時間数から年間の労働日数を求め、年間休日数を算出すると以下のようになります。

例1 **1日の労働時間が8時間の場合**：年間労働日数が260日(2085.6時間÷8時間)となり、**年間休日数は105日**(365日-260日)が最低限の目安

例2 **1日の労働時間が7時間30分の場合**：年間労働日数が278日(2085.6時間÷7.5時間)となり、**年間休日数は87日**(365日-278日)が最低限の目安

年間休日数の目安 (平成29年度分：土日以外の祝日が11日あります。)

年間休日数	休日の内容
120日	完全週休2日制(土日)+祝日+その他の休み(5日)
105日	完全週休2日制(土日)のみ
	月に1回土曜出勤+祝日+その他の休み(2日)
78日	隔週土曜出勤
58日	週休1日制+その他の休み(5日)

※「**完全週休2日制**」とは毎週2日の休みがあることで、「**週休2日制**」とは月に1回以上週2日の休みがあることとなっています。

以上のことを参考にし、年間休日数に注目して求人票を見てみましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 労働基準法をもとに、1日の労働時間数から年間休日数の目安を算出できます。
- ❖ 1日8時間、週40時間勤務の場合は、年間休日が105日を下回れば、法違反の可能性が高くなります。
- ❖ 年間53日の休日は最低ラインです。その場合、1日の労働時間は平均6時間40分以下でなければなりません。